

ハウス等整備事業

産地支援課

1 目的

本県農業の持続的な発展に向けて県内各地域において中核的な経営体へと発展し得る自営就農者の確保・育成をさらに強化していく必要がある。

このため、地域や産地を支える中核的な経営体を目指す自営新規就農者や認定農業者等（以下、「担い手」という。）の経営発展に必要なハウス等の施設整備に係る費用を軽減し、中核的な経営体の増大を目指す。

2 事業内容

担い手が整備するハウス等、担い手にリースするハウス等、自営就農志向者の研修受入経営体が整備するハウス等の整備費の一部を助成する。

(1) 事業実施主体

ア ハウス等を整備する場合

農業用ハウス（育苗ハウスを除く）：認定新規就農者、認定農業者、集落営農法人及び広域連携組織

畜産施設（牛舎、たい肥舎等）：認定新規就農者等

菌床きのこハウス：認定新規就農者、認定農業者及びその他知事が認める者

イ ハウス等をリースする場合

市町村、農業協同組合、森林組合及び農業公社並びに定款にリース事業を規定している事業者

ウ 研修用ハウス等を整備する場合

地域研修事業の受入経営体（島根県担い手育成協定を締結した経営体）

(2) 補助対象経費

整備及びリースする農業用ハウス（育苗ハウスを除く）、畜産施設（牛舎、たい肥舎等）、若しくは、菌床きのこハウス等の整備に係る経費

(3) 補助率

ア 国庫補助事業活用 補助対象経費の1/4以内

イ 国庫補助事業非活用 補助対象経費の1/4以内

(4) 要件

(3)のイ場合には、市町村等から補助対象経費の1/4以上の補助を受けることが確実、又は確実であることが見込まれること

【参考】資材費 700 万円、施工費 300 万円の場合

国庫事業を活用する場合

国 350 (資材費の 1/2)	県 250 (事業費の 1/4)	本人負担 400
---------------------	---------------------	----------

※市町村に県と協調して事業費の一部（1/10 程度）の上乗せ支援の実施を要請

国庫事業を活用しない場合

県 250 (事業費の 1/4)	市町村等 250 (事業費の 1/4 以上)	本人負担 500
---------------------	---------------------------	----------

※補助上限額を設定するメニューあり 畜産施設 整備：11 百万円、リース：17 百万円

研修用ハウス：10 百万円